

社会教育施設における

市民参加・参画のあり方について

(答申)

平成17年 3月30日

高崎市社会教育委員会議

社会教育施設への市民参加・参画のあり方について (目次)

第1章 社会教育施設をめぐる全国的動向	3 頁
(1) 求められる社会教育施設の役割	
(2) 進む社会教育施設の合理化・再編 市民参加をめぐる葛藤	
第2章 本市の社会教育施設における現状と課題	5 頁
(1) 中央公民館 地区公民館	
(2) 市立図書館	
(3) 歴史民俗資料館 観音塚考古資料館	
(4) 市美術館 市タワー美術館	
(5) スポーツ施設・青少年教育施設	
第3章 社会教育施設への市民参加・参画の促進に向けて	8 頁
1 基本的考え方	
(1) 基本目標	
(2) 基本姿勢	
施設・事業運営のプロセスへの市民参加・参画の促進	
市民のくらしと学習課題の結びつきの重視	
人材の発掘とその支援を通じた参加主体の創造	
開かれた施設と事業の運営	
2 社会教育施設における市民参加・参画を促進するための施策	
施設運営(全般) (1)(2)(3)	
事業運営 (4)(5)(6)	
ボランティア団体、市民活動等の育成・支援 (7)(8)(9)	
その他 (10)(11)(12)	
3 市民参加・参画の促進による新たな施設機能への展望	
(1) 職員のコーディネート能力の醸成 - 適正な配置と資質向上 -	
(2) 学習を軸とした市民参加 - 学習成果の広がり -	
(3) 地域コミュニティの活性化	
(4) 市民参加・参画がつくる新たな社会教育施設の魅力	
第4章 市民参加・参画に向け早急に取り組むべき施策	12 頁

参考資料

アンケート集計結果(抜粋)・アンケート用紙	省略
平成15・16年度 審議の経過	
諮問文(平成15年7月1日)	
平成15・16年度 高崎市社会教育委員名簿	省略

社会教育施設への市民参加・参画のあり方について

第1章 社会教育施設をめぐる全国的動向

(1) 求められる社会教育施設の役割

地域の学習活動の拠点としての社会教育施設は、現在多くの課題に直面している。その第1は、地域課題の多様化・深刻化である。福祉、環境、教育・子育て、外国人市民との共生、防災・防犯といった各地に共通する課題と地域社会とが様々な形で向き合っている。昨今の安全や安心あるいは快適性といったことへの人々の志向の高まりは、翻って捉えればそれらが満たされない不安や不信が地域社会に広がりつつあることを意味している。

第2は、自己実現や社会参加への一層の要求の高まりである。個別的な自己実現を意図した80年代の生涯学習の隆盛とは異なり、現代は活動（地域）や労働（職域）などの社会的、共同的な枠組みにおける社会参加を通して自分を活かしていく道筋が求められている。数百万人とも言われるフリーターの増加やニート¹⁾の存在は、特に20～30代の若者がもつ社会へのまなざし、さらには働くこと（労働）の意味を問い直す契機を私たちに投げかけている。今後はじまる団塊世代による退職者の増加もまた、退職後の地域社会での自らの生き方や存在意義をどのように実現していくのかについて、自治体、地域各レベルでは支援の枠組みも含めた模索がはじまっている。

第3は、地方分権時代の到来による住民自治への新たな着目である。市町村合併に象徴される自治体の広域化は、他方で細かな住民サービスの提供や合意形成を図る上で、住民相互の顔の見える関係に支えられた地域コミュニティ（狭域的な単位）の重要性を再認識させている。阪神・淡路大震災や新潟中越地震での経験が、地域的な人々のつながりの大切さを私たちに伝えたことは記憶に新しい。そして、こうした住民活動に最も身近に存在し、その拠点としての役割を果たすのが公民館等の社会教育施設である。市町村合併や少子高齢化に対応した地域の再編が全国的に進むなかで、公民館のあり方が改めて争点となっているところは少なくない。

上記の課題に加え、DV²⁾や児童・高齢者虐待、子育てに悩む家族など、私たちの目には見えにくい地域に潜在化する諸問題もあり、公的社会教育を含む行政だけの対応には困難な課題も多い。社会教育施設には、こうした地域の中に埋もれ当該施設にアクセスできない人も含め、住民の生活や地域課題に学習の側面から応える使命がある。社会教育施設には、住民の学習や活動そのものを目的とするのではなく、生活課題や地域課題などの住民

1) ニート：Not in Education, Employment or Training の頭文字をとった英国生まれの造語。厚生労働省による定義では、非労働力人口（働いていないし、働くための具体的な行動もしていない）のうち15歳から34歳 家事・通学をしていない人 卒業生 未婚に該当する人を指す。平成15年は52万人。

2) DV（ドメスティックバイオレンス）は、配偶者や恋人といった親密な関係にある男性から女性に対する暴力。但し、身体的な暴力だけではなく、暴言や罵倒するなどの精神的な暴力、生活費を入れない経済的な暴力、夫婦間であっても個人の尊厳を無視した性的な暴力も含まれる。平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が成立（同年10月施行）。

のくらしと学習との結びつきをいま一度問い直すことが求められている。地域のくらしや文化をどう守り、育てていくのかということをめぐる、施設の役割を見つめなおす必要がある。そして、それを実現する方法の一つとして社会教育施設固有の市民参加・参画のあり方の検討が求められていると言えよう。

(2) 進む社会教育施設の合理化・再編 市民参加をめぐる葛藤

各地の自治体行政においては、行財政改革のもとで公共施設運営の合理化・再編が進んでおり、社会教育施設もその例外ではない。具体的には、公民館主事や図書館司書などの社会教育専門職員の引き上げ、施設事業及び管理・運営における NPO や住民組織等への委託、社会教育施設の首長部局移管とコミュニティセンター化、そして管理運営における指定管理者制度³⁾の導入など、いくつかの形態がある。公民館や図書館をめぐることは、こうした具体的な動きが徐々に各地で進んでいる。

しかし、こうした動きが地域住民にとって課題となるのは、社会教育施設職員という地域配置の専門職の存在が無くなることで、円滑な住民活動や合意形成が難しくなり、地域づくり活動を支える学習の側面が施設の役割として希薄化することである。そして重要なことは、こうした再編が「市民参加・参画」という本諮問の中心テーマの強調のもとで進められていることである。多くの自治体では、施設・事業運営の民間委託、指定管理者制度などは行政と市民との協働の具体的施策の一つとして展開されてきている。近年高まりをみせるこうした行政運営における市民とのパートナーシップや市民参加論と社会教育におけるそれとの重なりや違いこそが重要な視点であることをここで確認したい。

社会教育主事、司書、学芸員等の専門職としての資格制度をもち、その施設配置を義務化及び奨励している社会教育においては、施設職員と住民との協働による施設運営ということが法制度上の考え方でもあり、また戦後の歴史の中で育まれてきた社会教育の営みをもつ特性といっても過言ではない。その意味で私たちは、社会教育施設における職員配置を一貫して進めてきた本市の姿勢を高く評価したい。行財政改革のなかであっても、社会教育の行政的特色を大切にしている取り組みが、本市の活発な社会教育活動の実態に結びついていると捉えたい。

他方で、社会教育施設をめぐる本市のこれまでの取り組みには課題も多い。例えば、従前の社会教育委員会議の答申において取りざたされているように、有資格の専門職員の配置状況などについては一層の取り組みが必要である。施設職員の研修機会の拡充や能力向上に向けたシステムづくりもまた同様である。そして、今回の検討事項である市民参加・参画についても、社会教育法制度におけるその位置づけに準拠しつつ、現代の地域事情や住民活動の実態に即した提案が必要であると考えている。

3) 平成 15 年 6 月の地方自治法一部改正により、公の施設管理方法がこれまでの委託制度から同制度に移行。従来、公の施設管理の委託は行政出資の財団や公社等に限定されていたが、指定管理者には事業者（会社法人）や NPO、市民団体、地縁組織など幅広い民間団体がその対象となる。同制度では、行政は一定のチェック機能は果たすものの、管理運営にあたる指定管理団体の裁量が従来と比べかなり大きくなる。

第2章 本市の社会教育施設における現状と課題

本章では、各社会教育施設における市民参加・参画の現状と課題について整理する。尚、現状と課題の整理にあたっては、**社会教育施設へのアンケート調査結果（平成15年9月本社会教育委員会議が実施）**を参考にしている。総括として以下の諸点が本市の現状と課題として指摘できる。

「施設運営・事業実施での市民参加・参画」について、「行っている」40.5%（17件）、「行っていない」52.4%（22件）、「今後予定」7.1%（3件）となっている。但し、回答者によって市民参加・参画の捉え方が異なるため注意が必要である。公民館並びに美術館を除いては、施設運営にかかわる運営協議会等の制度的な市民参加の仕組みがほとんどみられない。また、設置されている場合でも形式的な会議運営に止まっている場合が多く、市民の主体的な参加によって支えられているとは言い難い状況がある。

ボランティア団体や市民活動など各種団体の支援・育成がさらに必要である。また、これをどのような形で進めるかについて各施設別の検討が改めて必要である。施設職員（専門職）と市民・ボランティア団体等とが施設・事業の運営においてどのように協働を進めるかについて、施設の特性にあわせ個別の検討が必要である。

以下、施設ごとの現状を記し、その課題とすべき点を述べる。

（1）中央公民館 地区公民館

現状

中央公民館：公民館運営審議会の設置（高崎市公民館運営審議会規則）

地区公民館：公民館運営推進委員会の設置（高崎市公民館運営推進委員会要綱）

地区公民館にある運営推進委員会は、その多くが年2回の開催に止まっており、形式的な市民参加の仕組みに止まっている。

運営推進委員会の構成員と地区の諸団体役職との重複があり、逆に利用団体や学級・講座参加者が少ない。

運営推進委員会については、「事業の計画、実施に際して委員の意見を活かすようにしている」という一方で「意見がほとんど出ない」という実態がある。

特に事業の実施にあたっては、「検討会」「準備会」「実行委員会」等の名称で市民参加に基づく企画・運営のための組織を立ち上げている例がみられる。

地区公民館におけるボランティア活動としては、そのほとんどが図書貸し出し並びに読み聞かせボランティアであり、その他にパソコンボランティア、託児ボランティアの活動がわずかにみられる。

ボランティアの養成では、以下のとおりである。

1) 地区公民館の図書室ボランティアについては、中央公民館・市立図書館共催の図書ボランティア研修会においてまとめて研修を行っている。

2) その他に養成講座の形で中央公民館を含む5つの公民館で実施されている。テーマは「託児ボランティア」「歴史ガイド」「パソコン支援者」養成講座などである。

各公民館では、今後の展望として次の4点をあげている。

- 1) 「事業の企画・立案段階からの参加」や「自主的な企画・募集・実施」など、市民の主体的な参加を求めたいとする声が多くある。
- 2) 市民自らが計画・実施できるよう職員が指導していきたい。
- 3) 地域の有能な人材を発掘したい。
- 4) 事業は限りなく住民主体の運営により実施し、公的機関の関与は極めて小さくする必要があるので、市民参加への意見がある。

また、市民参加・参画について「時期尚早」「専任職員1名での限界」といった意見や、人口、年齢構成、職業等の地域特性によって、市民参加の実現に向けたプロセスや課題が異なるという意見がある。

今後の課題

運営推進委員会などにおいて、公民館ごとに市民参加・参画を促進するための将来目標や具体的方策の検討を図る。

運営推進委員会については、開催回数や開催時期など弾力的運営による活性化を進める。

事業ごとの運営委員会方式を多用し、また委員の募集など組織化段階での工夫を進め参加者の広がりをつくる。

当該公民館事業との結びつきや地域特性を活かしつつ、運営にかかわるボランティア団体を多様に育成・支援する。

(2) 市立図書館

現状

図書館運営協議会等の運営に関する制度的な市民参加の仕組みが存在しない。

以下のボランティア活動がある。

お話の会(平11~)、図書館友の会(平14~)、夏休み学生ボランティア(平14~)、英語であそぼう:育英短大(平14・15年)

ボランティア活動の活発化に伴う職員対応の必要性和多忙化が指摘されている。

今後の課題

図書館運営への市民参加を促進する制度づくりを進める。

ボランティア団体の自立的な組織運営を促す支援・育成を図る。

司書等の専門職の仕事とボランティア活動との協働のあり方の検討を図る。

ボランティアによる新しい図書館サービス展開について検討・実施を図る。

(3) 歴史民俗資料館 観音塚考古資料館

現状

運営協議会等の運営に関する制度的な市民参加の仕組みは特に存在しない。

企画における審査委員などは市民から募集を行っている。

ボランティア団体の活動として^{はたおり}機織伝承者の会がある(歴史民俗資料館)。

今後の課題

運営への市民参加を促進する制度づくりを進める。

市民・利用者とともに展示、教育普及活動、情報発信を進める方策の検討・実施を図る。

展示解説やイベントに対応するボランティアの養成を進める。

学芸員等の専門職員と市民ボランティアとの協働のあり方の検討を図る。

(4) 市美術館 市タワー美術館

現状

高崎市立美術館協議会が設置され、年2回の開催となっている。

展示会の関連事業として、作家指導による作品づくりの教室を「広報たかさき」等で公募し開催している（市美術館）。

近隣小学校との連携により、学校における美術教室と美術館活動の活性化を図っている（市美術館）。

今後の課題

学校との連携を強め、「出前授業」の継続的实施と内容の検討を図る。

教育普及活動の一環として、「ギャラリートーク」の充実を図る。

市民参加による情報提供の具体的方策の検討・実施を図る。

(5) スポーツ施設・青少年教育施設

現状

スポーツ施設の運営については、(財)高崎市体育・公園施設管理公社評議員会において意見集約を図っている。年3~4回の開催となっている。その中で、市民の声として本市のスポーツ施設が不足していること、その解消方策などが指摘されている。

そのほか運営協議会等の制度的な市民参加の仕組みは特に存在しない。

青年センターフェスティバルを実行委員会形式で行っている。実行委員は、利用団体の中から選出される（青年センター）。

初心者キャンプ教室などを通じて多くの市民が興味を持てる取り組みを行っている（観音山キャンプパーク）。

今後の課題

運営協議会や友の会のような形で、運営への市民参加に向けた制度づくりを進める。

特にスポーツ施設は、アクセスの困難さが指摘できるため、案内板の設置や広報活動を通して、より多くの市民が活用しやすい環境作りが求められる。

事業ごとに実行委員会方式などを取り入れ、市民参加を促進する具体的な方法の検討・実施を図る。

市民の参加はもとより利用者をさらに増やす試みとして、初心者キャンプ教室のような事業の発展的継続を図る。

第3章 社会教育施設への市民参加・参画の促進に向けて

1 基本的考え方

(1) 基本目標

市民の意向を十分に活かした施設並びに事業の運営を進める

社会教育施設における事業は、市民のニーズに応じた企画と運営が重要である。施設・事業運営においても、生活者や勤労者さらには学生など、各人が利用しやすい施設環境の整備や事業の創造が求められる。市民の意向を反映させるための制度的仕組みや事業運営のあり方を追求する。

各施設特性に応じた市民と施設職員との協働を重視する

社会教育施設における市民参加・参画とは、民間委託等の行政の後退によるのではなく、施設職員との協働を通じた参加こそが社会教育固有の参加・参画のあり方である。そのため施設ならびに事業の特性によっては、施設（専門）職員のノウハウが先行する場合もあるものの、職員には基本的に市民の参加を促進した形での事業運営が必要である。むしろ、社会教育職員の専門性の原点とも言える市民参加・参画の高まりを改めて地域社会に醸成していくことが求められる。

学習サークルやボランティア団体、NPO など市民の活動を支援・促進する

市民参加・参画を促進するためには、施設職員と共に事業や施設運営に取り組む新たな参加主体の支援・育成が求められる。施設での事業活動を通じた育成に加え、興味・関心の高い個人や学習活動として定着しつつある組織・団体の取り組みを一層促進することが必要となる。

(2) 基本姿勢

社会教育施設への市民参加・参画には、施設や事業の運営への直接的な参加・参画に加え、参加主体の育成・支援などを通じたものまで幅広い理解と取り組みが必要である。基本目標に基づき、社会教育施設における市民参加・参画への行政としての必要な基本姿勢を提示する。

施設・事業運営のプロセスへの市民参加・参画の促進

施設の運営ならびに事業の企画・運営・実施過程への市民参加・参画が求められる。利用者アンケート等を通じた形式的な参加から、事業創造の各段階に市民が実質的に影響を及ぼし得るような参加のあり方が求められる。当該事業の目的・目標やそれによる成果の共有など、事業立ち上げ時の当初段階からの意見反映の仕組みづくりとともに、参加する諸個人の特性を活かした施設・事業運営が必要である。

市民のくらしと学習課題の結びつきの重視

市民が抱える生活課題や地域課題を社会教育施設の事業や学習課題に結びつける取り組みが必要である。そのためには、前項で述べた市民参加・参画が不可欠であると同時に、施設職員や市民がともに地域課題を明らかにするような調査活動や広い枠組みでの意見交換会の実施など、一層の地域理解を図ることが求められる。

人材の発掘とその支援を通じた参加主体の創造

本市の社会教育をめぐるには、個人としての参加・参画に加え、行政区などの地縁組織、学習サークル、ボランティア団体、NPO等々、多様な市民参加・参画の主体が想定される。従来から社会教育に自主的にかかわってきた人々はもとより、様々な興味・関心や課題意識をもちながらも、地域社会に埋もれている人材を講座等の事業を通して発掘し、新たな参加主体に高めていくことが必要である。さらにそうした個人を、地縁組織や各種団体の活動、あるいは施設職員と共に社会教育を創り上げる協働の主体へと結びつける支援のあり方が社会教育施設には求められる。

開かれた施設と事業の運営

社会教育施設の利用者や事業対象は、市民各層に開かれたものでなければならない。特に本市の公民館に特徴的な地域配置施設の場合、学習活動に加え市民相互の交流や親睦など地域コミュニティの拠り所としての役割も果たしている。その意味では、誰でも自由に意見を主張したり、交わることのできる空間である必要がある。施設職員と市民相互の日常的な接触、交流、対話、討論等を積み重ねるなかで、学習課題が導き出されることも考えられる。そうした社会教育施設ならではの事業創造を実現する上でも、開かれた施設と事業の運営を図ることが求められる。

2 社会教育施設における市民参加・参画を促進するための施策

社会教育施設における市民参加・参画を促進するための施策について、以下列挙する。但し、これらがすべての社会教育施設とその事業に当てはまるものではなく、施設の性格や事業の内容に基づき柔軟に対応すべきものである。

施設運営（全般）

- (1) 運営協議会等の制度的な市民参加の仕組みを新たに整備する。
- (2) すでに市民参加の仕組みをもつ場合にも、開催回数や開催時期をめぐり実質的な意見反映ができる配慮のもと弾力的な運営を図る。
- (3) 施設の運営にあたり、施設職員と市民、団体とがどのような協働関係を構築すべきなのかについて、それぞれの特性に応じ施設ごとに検討を図る。

事業運営

- (4) 事業の企画・立案・実施の各段階での参画が実現できるよう、事業ごとに運営委員会等の組織化を推進する。
 - (5) 地域の学習課題を明らかにするための地域調査や意見交換会などを市民の参加のもとに進める。
 - (6) 事業の評価や記録づくりなど、事後的な取り組みを市民の参加のもとで進める。
- ボランティア団体、市民活動等の育成・支援
- (7) 地域内外にどのようなボランティア団体や市民活動が存在するのかについて、その組織特性を含め実態把握に努める。
 - (8) 研修や講座等、施設特性にあわせたボランティア養成の方法や内容について検討・実施を図る。
 - (9) ボランティア団体等には、自立的・主体的な事業提案や運営等ができるように部局間の連携を図りながらその育成・支援に努める。

その他

- (10) 施設職員の研修の方法や内容について、各施設ごとに検討・実施を図る
- (11) 市民参加・参画の促進の観点から、施設職員の配置、増員、在任期間の延長などの検討・実施を図る。
- (12) 学校や大学等の施設を取り巻く諸機関並びに施設間の連携を図りながら市民参加の拡充を図る。

3 市民参加・参画の促進による新たな施設機能への展望

(1) 職員のコーディネート能力の醸成 - 適正な配置と資質向上 -

平成15年6月の本市社会教育委員会議答申でも、公民館への社会教育主事配置や図書館職員の専門職化が指摘されているが、特にそれへの行政対応はこれまでのところみられない。この点は、本答申において同様に強調したい。加えて本答申では、社会教育施設における市民参加・参画には、施設職員と市民との協働が一つの柱として必要であることを強調したが、それは社会教育職員に新たな資質を求めることをも意味している。市民参加・参画による施設運営には、自らの専門職としての知見を発揮するだけでなく、地域の人材や個性ある団体を活かしながら展開していくという意味において、コーディネーター的な能力が要求されるのである。資質向上に向けた研修の積み重ねはかねてからの指摘でもあるが、そこで求められる能力や資質とは何かを再度見つめなおし、それに適合する研修プログラムのあり方の検討を図る必要がある。地域に潜在化する人材の発掘をはじめ少しでも多くの市民の参加を求め、施設や事業の運営に参加・参画する主体へと高めていく丹念な地域との結びつきをつくることが施設職員には求められる。その点で、地域との信頼関係を醸成するためにも在任期間の長期化も検討されなければならない。

(2) 学習を軸とした市民参加 学習成果の広がり

社会教育施設は住民の学習が事業の中心である。その意味では、講座等の経験をもとに自らが施設ボランティアとして新たな参加主体になるなど、学習の成果が次の市民参加に結びつく点が特徴的である。施設・事業運営における市民参加・参画は、社会的な課題への知識の深まりや当該地域（住民）への理解などを不可欠とすることから、学習と密接なつながりがある。学習者自らが事業を企画・運営する参加主体となり、次の新たな学習者を支援していくという関係の創造と言える。社会教育施設では、学習という自らの施設特性を活かした形で市民参加・参画を促進していくという視点が大切である。

(3) 地域コミュニティの活性化

高崎市の公民館は、32の小学校区に配置され、地元の行政区等と密接な関係性を育みながら事業活動を展開している。すなわち、学習の場としての公民館は同時に、日常的な地域活動の拠点として市民に身近な存在でもある。他方、地域活動への参加者の高齢化や活動内容の停滞などが、地域コミュニティが抱える共通の課題としても指摘されている。今後、公民館の施設・事業運営について一層の市民参加・参画に取り組むことは、すなわち地域コミュニティの担い手の創造にも寄与することにもなる。地域密着型の社会教育施設であるがゆえに、活発な公民館事業のある地域は、地域そのものが活性化していくということが指摘できる。

(4) 市民参加・参画がつくる新たな社会教育施設の魅力

平成16年11月に出された「たかさき市民参加推進会議提言書」では、市民参加推進の成果として、世代や立場を越えた市民の交流が生まれ、地域そのものが変化していくことが強調されている⁴⁾。これに関連して、例えば市内の美術館などでは小学校と連携した事業の実施がこれまでも行われている。また、一部の公民館では、市内の大学生が公民館事業の企画・運営・実施に参画し、実際の事業では高齢者を含む地域の住民が集うという形で、事業を通じた世代間交流が実現している。こうした事業は、日頃から地域に根ざした公民館でなければできない事業とも言える。社会教育施設の市民参加・参画の促進を通して、新たな社会教育施設の魅力を再発見するような試みが模索されるべきであると考えられる。

4) たかさき市民参加推進会議提言書「自分たちで創る 自分たちのまち」平成16年11月、7頁参照

第4章 市民参加・参画に向け早急に取り組むべき施策

社会教育施設への市民参加・参画に向け、高崎市として早急に取り組むべき施策を5点提起したい。社会教育行政並びに社会教育施設では、これらについて重点的に検討し施策化されるようお願いしたい。検討し施策化した事項については、当該年度の社会教育委員会議に報告されるよう要請する。

各々の施設特性や職員の専門性に配慮した上で、市民参加・参画の促進に向けた当該施設の将来目標ならびに短期的にみた具体的事業についての検討を図る。

(目標年度：平成17年度)

運営協議会等の施設運営にかかわる市民参加・参画の仕組みを整備する。

(目標年度：平成17年度)

市民参加・参画の促進に向けた公民館職員の新たな研修の方法・内容について、社会教育課や中央公民館を中心に検討・実施を図る。

(目標年度：平成17年度・18年度)

社会教育施設が、その設置目的を達成するため、各年度の事業及び地域の実情、市民の要望等を精査し、各施設の運営審議会・運営協議会等と連携して、施設運営及び事業について自ら点検・評価を実施する。その際、「市民参加・参画」の評価項目を位置づけて、参加・参画の増進を図る。

(目標年度：平成17年度・18年度)

社会教育行政・社会教育施設における委員・委員会等へは、幅広い市民の参加を促し、市民が当事者であることを明確にすることがこれからの分権社会には一層求められる。他方、公民館運営審議会の必置規制の廃止等の制度改革や委員報酬等の財政負担の軽減を目的に、他自治体での市民参加の形式化や空洞化が見受けられる。本市においては、実費弁償制度を導入する方策等を含め、社会教育における制度的な市民参加の継続と活性化の検討を図る。

(目標年度：平成17年度・18年度)

添付資料

アンケート集計結果(抜粋)・アンケート用紙 省略

平成15・16年度 審議の経過

諮問文(平成15年7月1日)

平成15年度 高崎市社会教育委員名簿 省略

平成16年度 高崎市社会教育委員名簿 省略

平成15・16年度 審議の経過

平成15年度

委嘱式・第1回全体会議

日時：平成15年7月24日（木） 13:30～16:00

場所：市役所 第92会議室

内容：社会教育委員の委嘱（15名）

諮問について

議長・副議長・県社連代議員の選出

社会教育関係団体の登録について

各委員の活動紹介

第2回全体会議

日時：平成15年8月29日（金） 13:30～15:30

場所：市役所 第93会議室

内容：各委員の活動紹介

諮問事項について

小委員の選出

年間計画について

第3回全体会議

日時：平成15年10月29日（水） 13:30～15:00

場所：市役所 第91会議室

内容：高崎市公民館運営審議会の答申の報告

各委員の活動紹介

諮問事項について

・社会教育施設へのアンケートについて

第1回小委員会

日時：平成15年11月26日（水） 13:30～15:30

場所：市役所 入札室B

内容：諮問事項について

・社会教育施設へのアンケート結果の検討

第2回小委員会

日時：平成16年1月14日（水） 13:30～15:30

場所：高崎市中央公民館 第1集会室

内容：事例報告：「公民館の市民参加・参画について」

中央公民館 教育担当 五十嵐潔幸 担当主査

第4回全体会議

日時：平成16年2月16日(月) 13:30～15:30

場所：高崎市立図書館 ビデオ室

内容：事例報告：「市立図書館における市民参加・参画について」

市立図書館 館外奉仕担当 井ノ口雄久 次長補佐

「(財)山田文庫における市民参加・参画について」

(財)山田文庫 真下正夫 事務局長

第5回全体会議(視察)

日時：平成16年3月10日(水)

視察先：笠懸野岩宿文化資料館・笠懸町公民館

平成16年度

第1回小委員会

日時：平成16年5月12日(水) 13:30～15:30

場所：市役所 B会議室

内容：平成15年度審議のまとめと、答申文作成に向けての指標について

第2回小委員会

日時：平成16年6月8日(火) 13:30～15:30

場所：高崎哲学堂

内容：中間報告書(平成15年度のまとめ)の作成について

委嘱式・第1回全体会議

日時：平成16年7月7日(水) 13:30～16:00

場所：観音山キャンプパーク・ジョイナス

内容：社会教育委員の委嘱(新任2名)

諮問について

中間報告(平成15年度のまとめ)

年間計画について

第2回全体会議

日時：平成16年8月24日(火) 13:30～15:30

場所：市役所 入札室C

内容：社会教育関係団体の登録について

事例報告：「歴史民俗資料館における市民参加・参画の現状と課題」

歴史民俗資料館 相原 裕 館長

「観音塚考古資料館における市民参加・参画の現状と課題」

観音塚考古資料館 竹内昌之 館長

第3回全体会議

日時：平成16年9月30日（木） 13:30～15:30

場所：高崎青年センター

内容：事例報告：「青年センターにおける市民参加・参画の現状と課題」
青年センター 鬼形芳夫 所長

第3回小委員会

日時：平成16年12月10日（金） 13:30～15:30

場所：市役所 第101会議室

内容：答申文の作成について

第4回小委員会

日時：平成17年1月24日（月） 13:30～15:30

場所：市役所 第92会議室

内容：答申文案の検討

第4回全体会議

日時：平成17年2月24日（木） 13:30～15:30

場所：市役所 教育委員会室

内容：答申文案の検討

第5回小委員会

日時：平成17年3月14日（月） 18:30～20:30

場所：市役所 第94会議室

内容：答申文案の検討

平成15年7月1日

高崎市社会教育委員 様

高崎市教育委員会
委員長 山 崎 學

社会教育施設における市民参加・参画のあり方について（諮問）

社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条の規定にもとづき、下記の事項について理由を添えて諮問します。

記

（検討を要する事項）

- （1）社会教育施設における市民参加・参画の意義について
- （2）社会教育施設におけるボランティアの養成とその活動推進について
- （3）市民参加・参画の促進にはたす職員のあり方について

（理由）

社会教育活動は、別名「自己教育活動」といわれるように、その基本は市民が自分から進んで行い、自分の自由意志に基づいておこなう、自主的で主体的な学習・教育活動にある。

市民の自主・自発的な社会教育活動の拠点として社会教育施設を設置している。社会教育施設における自主的な市民参加・参画が求められているが、社会教育施設において、どの程度の市民参加が行われているか、また市民の参画がどの程度有効に働いているか。それが、その施設運営の充実度を示すともいわれている。そのような観点から、本市の社会教育施設の市民参加・市民参画のあり方について検討を願うものである。